

児童手当を受けている方へ

6月は現況届の提出月です

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するものです。

該当者には、6月初めに個別にお知らせします。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

現況届の提出時に必要な物

☆ 健康保険証の写しなど

☆ 国民年金加入者又は年金未加入者は必要ありません

☆ 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書

平成21年1月2日以降に松前町に転入された方は提出が必要です。

☆ 印鑑

☆ この他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。



こんなときには忘れずに届出を

- ① 児童が増えたとき
- ② 他の市区町村に転出するとき
- ③ 受給者が同じ市区町村の中で住所が変わったとき、又は養育している児童の住所が変わったとき
- ④ 受給者や養育している児童の名前が変わったとき
- ⑤ 受給者が公務員になったとき
- ⑥ 特例給付の受給者が退職したとき

問 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114

重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証

更新の手続きをお早めに

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日（火）です。お早めに更新の手続きをしてください。

なお、母子家庭医療の受給者で20歳未満の児童に社会保険ができた場合や、町外に転出している場合（学生は除く）、20歳以上で学生でなくなった場合は、受給資格がありません。早急に届出をお願いします。

母子家庭医療費助成制度

母子家庭に対して医療費の一部を助成します。

対象者

- ① 母子家庭の母と児童
- ※ 母子家庭の母とは、配偶者と死別・離婚、配偶者が障害により労働不能、婚姻によらないで母となった女子などです。
- ② 準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹
- ③ 父母のない児童

※ 児童とは、20歳に満たない者としませんが、就学している方は20歳以上も対象です。（在学証明書（原本）の提出が必要）

対象除外

- ① 家庭主（父母のない児童を扶養するものを含む）の前年（1～6月申請分については、前々年）に所得税が課税されている家庭
- ② 生活保護を受けている家庭
- ※ 窓口は1階10番窓口（福祉課児童福祉係）です。

問 福祉課障害福祉係

☎ 985-4112

問 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114